

平成27年第3回隠岐の島町議会定例会会議録

招集年月日 平成27年 9月17日  
 招集場所 隠岐の島町城北町1番地 隠岐の島町役場  
 開会(開議) 平成27年 9月17日(木) 9時34分 宣告

会議録署名議員の氏名 3番 安部大助 議員 4番 佐々木雅秀 議員

1、出席議員

1番 西尾 幸太郎	7番 齋藤 幸廣	13番 遠藤 義光
2番 池田 賢治	8番 小野 昌士	14番 池田 信博
3番 安部 大助	9番 齋藤 昭一	15番 福田 晃
4番 佐々木 雅秀	10番 石田 茂春	16番 安部 和子
5番 前田 芳樹	11番 高宮 陽一	
6番 平田 文夫	12番 米澤 壽重	

1、地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長 松田 和久	観光課長 吉田 隆
副町長 池田 高世偉	定住対策課長 鳥井 登
教育長 山本 和博	農林水産課長 佐々木 千明
総務課長 大庭 孝久	上下水道課長 田中 秀喜
会計管理者 池田 賢一	建設課長 山崎 龍一
企画財政課長 渡部 誠	総務学校教育課長 八幡 哲
税務課長 池田 茂良	生涯学習課長 中林 眞
町民課長 名越 玲子	布施支所長 大上 一郎
福祉課長 藤川 芳人	五箇支所長補佐 金坂 賢一
保健課長 長田 栄	都万支所長 春木 茂正
環境課長 阿部 眞澄	財政係長 宇野 慎一

1、職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長 野津浩一 事務局長補佐 田中順子

1、傍聴者 4人

1、町長提出議案の題目

- 議 第 68 号 平成 27 年度隠岐の島町一般会計補正予算(第 2 号)
- 議 第 69 号 平成 27 年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第 1 号)
- 議 第 70 号 平成 27 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(中村診療所)特別会計補正予算(第 1 号)
- 議 第 71 号 平成 27 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(五箇診療所)特別会計補正予算(第 1 号)
- 議 第 72 号 平成 27 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(都万診療所)特別会計補正予算(第 1 号)
- 議 第 73 号 平成 27 年度隠岐の島町簡易水道事業特別会計補正予算(第 1 号)
- 議 第 74 号 平成 27 年度隠岐の島町下水道事業特別会計補正予算(第 2 号)
- 議 第 75 号 平成 27 年度隠岐の島町訪問看護事業特別会計補正予算(第 1 号)
- 議 第 76 号 平成 27 年度隠岐の島町五箇へき地診療施設事業特別会計補正予算(第 1 号)
- 議 第 77 号 平成 27 年度隠岐の島町上水道事業会計補正予算(第 1 号)
- 議 第 78 号 隠岐の島町行政組織条例の一部を改正する条例
- 議 第 79 号 隠岐の島町電子計算機器ネットワークの管理運営に関する条例の一部を改正する条例
- 議 第 80 号 隠岐の島町個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 議 第 81 号 隠岐の島町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
- 議 第 82 号 隠岐の島町手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議 第 83 号 隠岐広域連合規約の一部を変更する規約
- 議 第 84 号 工事請負契約の締結について〔町道宮ノ前西町線日吉橋耐震補強工事〕
- 認定第 1 号 平成 26 年度隠岐の島町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 2 号 平成 26 年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定に

ついて

- 認定第 3号 平成26年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(中村診療所)特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 4号 平成26年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(五箇診療所)特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 5号 平成26年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(都万診療所)特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 6号 平成26年度隠岐の島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 7号 平成26年度隠岐の島町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 8号 平成26年度隠岐の島町駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 9号 平成26年度隠岐の島町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算に認定について
- 認定第 10号 平成26年度隠岐の島町布施へき地診療施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 11号 平成26年度隠岐の島町五箇へき地診療施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 12号 平成26年度隠岐の島町中財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 13号 平成26年度隠岐の島町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 14号 平成26年度隠岐の島町上水道事業会計歳入歳出決算の認定について

## 議事の経過

### ○議長（高宮陽一）

ただ今から、平成27年第3回隠岐の島町議会定例会を開会します。

（開議宣告 9時34分）

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

### 日 程 第 1、会議録署名議員の指名

「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、隠岐の島町議会会議規則第125条の規定により3番：安部大助 議員、4番：佐々木雅秀 議員を指名します。

## 日 程 第 2、会 期 決 定 の 件

「会期決定の件」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から10月1日までの15日間にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

( 「異議なし」の声を確認 )

「異議なし」と認めます。

したがって、会期は本日から10月1日までの15日間に決定いたしました。

## 日 程 第 3、諸 般 の 報 告

「諸般の報告」を行います。

去る、平成27年第2回定例会以降の議会に関する行事・会議等はお手元に配付いたしました資料のとおりであります。

主なるものを、ご報告を申し上げます。

まず、この間、会津若松市議会、南あわじ市議会、鳥取県日南町議会、飯南町議会が行政視察に来られました。視察の目的は、定住促進、農業振興、隠岐世界ジオパーク、木質バイオマス事業と多岐にわたりましたが、町長を始め担当課のご協力により無事対応することができました。今後ともよろしくお願いを申し上げたいと思います。

7月5日に「隠岐ひまわり基金法律事務所開所式」が隠岐プラザホテルで開催され出席いたしました。これは、隠岐郡内の弁護士が1名しかいない状況に対応するものであり「隠岐ひまわり基金法律事務所」を新たに設置することにより全国で253か所ある地方裁判所本所・支所の全てに弁護士が2名以上いる体制が整い、いわゆる「ゼロワン地区」の全国的な解消に至ったところでございます。

7月25日には、「隠岐空港開港50周年記念式典」が隠岐空港ターミナルビルで挙行政され出席をいたしました。式典の中で、隠岐空港の愛称発表があり、「隠岐世界ジオパーク空港」に決定をいたしました。

今後、この愛称が定着することにより、更なる隠岐ジオパークの認知度の広がりにつながることを期待するところでございます。

8月15日には、恒例の隠岐の島町成人式が隠岐島文化会館で挙行政され、新成人116名の出席があり、お祝いをいたしました。本町の将来を担う若者の今後の活躍に期待するところであります。

8月19日から21日にかけて、産業建設常任委員8名が愛知県美浜町に行政視察に出掛け、グリーンツーリズムによる観光振興の取組みを調査いたしました。

また8月24日から27日にかけて、総務教育民生常任委員7名と教育委員会の増本指導主事、そして私の9名で熊本県阿蘇市、高森町、氷川町をそれぞれ視察をいたしました。阿蘇ジオパークの取組み、ICT技術を活用したふるさと教育の推進、総合振興計画における自治区ごとの取組み等を調査いたしました。それぞれ大変実りのある視察となりました。

両委員会の視察につきましては、後日各委員長から報告をしていただきます。

続いて、去る6月定例会において議決されました委員会提出議案について、お手元に配付した「意見書処理報告」のとおり関係先に送付いたしました。

最後に、9月3日の議会運営委員会までに4件の陳情を受理いたしました。お手元に配付の「請願・陳情文書表」のとおり、議員の皆様への配付にとどめることといたしましたのでご理解願います。

以上、ご報告いたしました会議等の関係資料は事務局に保管をしてありますので必要に応じてご覧いただきたいと思います。

以上で、「諸般の報告」を終わります。

## 日 程 第 4、行 政 報 告

「行政報告」を行います。

番外：町長

### ○番外（町長 松田和久）

皆さんおはようございます。

平成27年第3回隠岐の島町議会定例会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

猛暑の夏も過ぎ去り、秋の訪れを感じさせてくれる今日この頃でございますが、議員の皆様方には、益々ご壮健のご様子、まずもって衷心よりお慶び申し上げます。

本日は、平成27年第3回隠岐の島町議会定例会を招集させていただきましたが、ご多忙にも関わりませぬご出席を賜りまことにありがとうございます。

高宮議長の開会のご挨拶にもございましたが、昨晩は国民最大の関心事であります参議院の平和安全法制特別委員会、延々と後退をいたしまして本日にずれ込んだところでございます。テレビを見ていた方々もいらっしやったかと思いますが、ひとつよろしく願いをいたしたいと思います。

本議会は、平成27年度一般会計及び特別会計の補正予算、それから条例の一部改正、更に

は工事請負契約の締結そして平成 26 年度決算認定案件など 31 件の諸議案を上程させていただいております。

どうか、十分なるご審議をいただきますとともに、私ども執行部に適切にご指導を賜りますように、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、6 月に開催をさせていただきました第 2 回議会定例会以降の、主な事項につきまして、ご報告をさせていただきたいと思っております。

最初に、「隠岐空港開港 50 周年記念事業」について、ご報告を申し上げます。

昭和 40 年 8 月に開港した隠岐空港は、今年、めでたく 50 周年という節目の年を迎えたところであります。本町におきましては、この半世紀にわたります長い期間の安全運航と、これまでこの空港を支えていただきました地域の皆様方にご協力に感謝しつつ、改めてこの空港が担ってまいりました役目の重要性を再認識いたし、更なる利用拡大が図られるますよう、島根県と連携をいたしまして、各種記念事業に取り組ませていただいたところでございます。

「隠岐空港思い出写真館」での写真展示や、花いっぱい事業、各種広報活動等を実施し、中でも、7 月 25 日には、島根県主催により「開港 50 周年記念式典」が隠岐空港ターミナルにおきまして盛大に開催をされたところであります。航空関係者の方々を始め、大勢の町民の皆様方にもお集まりをいただき、記念イベントで楽しんでいただきますと同時に、隠岐空港の愛称につきましても披露され、広く公募により採用されることになりました「隠岐世界ジオパーク空港」が正式に内外に周知されたところでもございます。

今後も、この「隠岐世界ジオパーク空港」が島民の皆様方を始め、島外からご来島になられます皆様方にもいつまでも愛され、親しみのある空港となってまいりますように私たちも努めてまいりたいと、このように考えているところでございます。

次に、夏季大阪便の搭乗結果等につきまして、ご報告を申し上げます。

ジェット機就航 10 年目を迎えました本年は、8 月 1 日から 8 月 31 日までの 1 か月間の就航となりました。

機材は、昨年と全く同じ 165 人乗りのボーイング 737-800 型機が就航し、台風 15 号接近により 1 日間 1 往復 2 便の欠航を除きましては、安定して運航されたところでございます。

今年も、搭乗率 80 パーセントという高い目標を掲げ、関係者一丸となって取り組んでまいりました。その結果搭乗率は、80 パーセントに達することはできませんでした。75.0 パーセントとなったわけですが、搭乗者数におきましては、7,427 名で昨年に比べますと 22

名ではございますが増となったところでございます。

早期から団体の集客を積極的に仕掛け、過去にない順調な滑り出しでございましたが、短期決戦の難しさに加え、お盆前後の販売方法等にいくらかの課題を残したところでもございます。これら結果をしっかりと分析いたしまして、来年度に向けて就航期間の延長や首都圏からの誘客拡大に向けて更なる取組みを進めてまいりたいと、このように考えておりますので、どうか引き続きご支援、ご協力をお願い申し上げたいと存じます。

期間中、町民の皆様方を始め関係者の皆様方には、深いご理解とご協力をいただきましたことをこの場で改めて感謝申し上げたいと存じます。

次に、「ポーランド相撲選手権大会」への本町代表力士派遣につきましての、ご報告を申し上げます。

8月8日、ポーランド共和国クロトシン市で開催をされました「ポーランド相撲選手権大会」へ本町から力士3名を派遣いたしましたので、ご報告を申し上げます。

今年6月、クロトシン市制600年記念式典がございましてご招待をいただきましたので、副町長外職員1名が参加して帰ってきたところでございますが、その後、先方から強い要請がございまして、今回の相撲選手権大会に3名の力士を派遣するに至ったところでございます。

日本の文化をこよなく愛されるポーランド国民にとりまして、彼ら3名の訪問は大きな意義があったようでございます。相撲を通しまして、日本をまた隠岐を理解していただくきっかけになったのではないかと、3名の力士からの帰国報告をいただきましてそのように確信をいたしたところでございます。

今後、交流を進めてまいります上で、十分にその意義を確認いたしながら、慎重に進めてまいりたいとこのように考えておりますので、ご理解をお願いいたしたいと存じます。

大会に参加いたしました成績ですが、個人戦無差別級が2位でございました。体重別では3位でございましたが、団体戦で勝利する等好成績を収めましてカップを持ち帰ったところでございました。

次に、「青少年の非行・被害防止」及び「社会を明るくする運動」メッセージの伝達式について、ご報告を申し上げます。

7月1日、内閣府の「青少年の非行・被害防止メッセージ」及び法務省の「社会を明るくする運動メッセージ」の伝達式が役場ふれあいセンターで行われました。

隠岐の島警察署長から「青少年の非行・被害防止メッセージ」を、また、隠岐地区保護司

会長から「社会を明るくする運動 内閣総理大臣メッセージ」をそれぞれ伝達していただきました。

本町といたしましても、青少年が、犯罪をおかさないよう、また、非行に陥らないよう、健全育成を地域社会で支えるなど関係団体と地域がまさに一体となりまして活動を進めてまいりたいと、このように考えているところでございます。

次に、大相撲八角部屋の隠岐合宿について、ご報告を申し上げます。

7月29日から8月2日までの間、第5回目となりましたが大相撲八角部屋の隠岐合宿が開催をされました。

今年も、昨年を引き続きまして伊勢ノ海部屋との合同合宿となり、八角親方、伊勢ノ海親方及び隠岐の海関を始めといたしました郷土力士5名の外、両部屋の力士など総勢41名の方々が来島されました。

ちびっこ相撲教室ですとか福祉施設の慰問に加え、東郷、磯地区との交流会も行わせていただいたところでございます。

また、歓迎会におきましては、隠岐の海関と奥様詩子さんの結婚披露パーティーを併せて行わせていただき、大いに盛り上がりを見せたところでございます。

ご支援、ご協力いただきました町民の皆様方に、この場をお借りしましてお礼申し上げますと存じます。

現在、大相撲九月場所が開催されておりますが、西の小結で臨む隠岐の海関を始め、郷土力士全員が隠岐合宿で培ったものを十分に発揮し、良い成績を挙げてほしいものと期待をいたしているところでございます。どうか議員の皆様方にも応援方よろしくお願いを申し上げます。

次に、「国土交通大臣杯 第8回全国離島交流中学生野球大会」につきまして、ご報告を申し上げます。

国土交通大臣杯 第8回全国離島交流中学生野球大会が、8月24日から28日にかけて、長崎県五島市において全国の離島の代表23チームの参加により盛大に開催をされたところでございます。

本町からは、西郷中学校、西郷南中学校、そして五箇中学校の3年生13名で「隠岐の島あんやら一ず」を結成いたしまして、全国の離島の仲間達との交流、そして優勝を目指し、参加をいたしましたところでございます。

初戦の「南大東ベースボールチーム」から11対0、7対1、2対1と順調に勝ち進みました

が、準決勝で開催地であります五島市の福江中学校と対戦いたしまして、惜しくも2対1のスコアで敗れ、第3位の成績で帰ってまいりました。

子ども達は、優勝旗を持ち帰ることはできませんでしたが、この大会で他の離島の選手たちとの交流を通じ、一人ひとりが全国の離島が持っております役割や、あるいは島に住む人々が意味を考え、ふるさとの有難さをあらためて感じ、将来の「隠岐の島町」を担う若者へと成長してくれるものと願うところでございます。13名それぞれに感想文、作文を書き、私のところに寄せていただいたところでございます。

この大会に向け6月末から諸準備を始め、隠岐の島町の代表として力いっぱいプレーをいたしましたチームの皆さん、また2ヶ月にわたり熱心に選手を指導していただきました平井監督、滝下・名越両コーチの方々に対しましても、あらためまして、ここに感謝を申し上げる次第でございます。

なお、来年度の第9回全国離島交流中学生野球大会につきましては、関係者等の協議の結果、本町が2回目になりますが開催地に決定させていただきましたので、併せてご報告を申し上げます。

次に、隠岐の島町教育委員会事業の点検・評価報告書について、ご報告を申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定に基づく「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価報告書」につきまして、効果的な教育行政の推進に資しますとともに、町民の皆様方への説明責任を果たしてまいりますため、評価委員会の意見を添えて、議長へ提出をさせていただいております。内容につきましては、常任委員会におきまして所管課から説明をさせていただきたいと思っております。

最後に、隠岐世界ジオパーク認定記念日、町内一斉クリーン作戦を認定日になりました9月9日に予定をいたしておりましたが、関東・東北に過大な被害を残してしまいました台風18号の影響が懸念されまして、急遽、事業を中止することを余儀なくされたところでございます。町内の全小中学校、あるいは公民館、各事業、各企業等、全町規模でのクリーン作戦を展開することといたしておりましたが、これが中止になったところでございます。できましたら、今年1年で終るのではなく毎年の年中行事のひとつになってほしいというように、期待を申し上げます。どうか、議員各位のご理解、ご支援をこの事業につきましてもお願いを申し上げます。

以上、主な事項につきましてご報告申し上げますが、6月の定例会以降、私の出席いたしました会議や諸行事の詳細につきましては、後に掲載いたしておりますので、どうぞご参

照をいただきたいと思います。

以上で、「行政報告」を終らせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

## ○議長（高宮陽一）

以上で、「行政報告」を終ります。

## 日 程 第 5、町長提出議案の上程

「町長提出議案の上程」を行います。

お手元に配付のとおり、町長提出議案の議第 68 号「平成 27 年度隠岐の島町一般会計補正予算（第 2 号）」から議第 84 号「工事請負契約の締結について〔町道宮ノ前西町線日吉橋耐震補強工事〕」までの 17 件と、認定第 1 号「平成 26 年度隠岐の島町一般会計歳入歳出決算の認定について」から認定第 14 号「平成 26 年度隠岐の島町上水道事業会計歳入歳出決算の認定について」までの 14 件、計 31 件を一括して議題とします。

## 日 程 第 6、提案理由の説明

「提案理由の説明」を行います。

ただ今議題となりました 31 件の議案について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

番外：町長

## ○番外（町長 松田和久）

本日提案をさせていただきました諸議案につきまして、ご説明を申し上げます。

議第 68 号「平成 27 年度隠岐の島町一般会計補正予算（第 2 号）」から議第 77 号「平成 27 年度隠岐の島町上水道事業会計補正予算（第 1 号）」までの 10 件の補正予算についてまずご説明を申し上げたいと思います。

議第 68 号の「平成 27 年度隠岐の島町一般会計補正予算（第 2 号）」についてでございますが、歳入歳出予算の補正額は、2 億 1,578 万 1,000 円の追加でございます。補正後の予算額を 149 億 8,315 万 7,000 円とするものでございます。

補正の主な内容は、高速船レインボージェット関連の隠岐広域連合負担金、介護福祉施設のスプリンクラー整備、那久岬等園地改修、道路改良事業及び地域振興基金積立に要します経費を補正計上しております。

これらの財源につきましては、国・県補助金、地方債等の特定財源の他、繰越金を計上いたしております。

さらに、普通交付税及び臨時財政対策債が確定いたしましたので、併せて補正いたしております。

また、「第2表地方債補正」のとおり歳入歳出予算の補正に伴いまして、限度額の補正を行っております。

次に、議第69号の「平成27年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）」についてご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の補正額は、1,783万6,000円の追加でございます。補正後の予算総額は23億5,623万6,000円とするものでございます。

補正の主な内容でございますが、これは人事異動に伴います人件費の減額と臨時職員の賃金及び国民健康保険被保険者証の発送費、前年度療養給付費等に係ります国庫補助金の精算によります返還金を増額させていただくものでございます。

この財源につきましては、前年度繰越金及び一般会計繰入金を充当するものでございます。

次に、議第70号の「平成27年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(中村診療所)特別会計補正予算(第1号)」についてでございますが、歳入歳出予算の補正額は、148万5,000円の追加でございます。補正後の予算額は9,218万5,000円でございます。

補正の主な内容は、人事異動に伴います人件費の増額であります。

この財源につきましては、一般会計繰入金及び繰越金を増額して対応するものでございます。

次に、議第71号の「平成27年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(五箇診療所)特別会計補正予算(第1号)」についてご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の補正額は、262万7,000円の追加でございます。補正後の予算額を1億6,252万7,000円とするものでございますが、その主な内容は、五箇診療所の職員の人事異動に伴います人件費、代診医師派遣費、一般事務費及び五箇歯科診療所医師の退職手当を増額するものでございます。

この財源につきましては、前年度繰越金及び一般会計繰入金を増額するものでございます。

次に、議第72号の「平成27年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(都万診療所)特別会計補正予算(第1号)」についてでございますが、補正額は、661万9,000円の減額でございます。補正後の予算額を1億3,958万1,000円でございます。

補正の主な内容は、これも人事異動に伴います人件費の減額でございますが、この財源につきましては、一般会計繰入金を減額いたしまして、前年度繰越金を増額させていただくのであります。

次に、議第73号の「平成27年度隠岐の島町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)」に

ついてでございますが、補正額は、17万5,000円の減額でございます、補正後の予算額を5億7,502万5,000円とするものでございます。

補正の主な内容でございますが、これも人事異動に伴います人件費、それから釜の浄水場送水管整備工事費を減額し、都万目浄水場設備工事費、これを増額するものでございます。

この財源につきましては、財政調整基金繰入金を減額し、前年度繰越金を増額し対応するものでございます。

次に、議第74号の「平成27年度隠岐の島町下水道事業特別会計補正予算(第2号)」についてでございますが、歳入歳出予算の補正額は、948万5,000円の追加でございます。補正後の予算額は15億4,908万5,000円とするものでございます。

補正の主な内容は、人事異動に伴います人件費及び汚水処理施設共同整備事業協定額の確定による減額と管路整備費のマンホールポンプ増設及び浄化槽整備事業の要望増加に対応するための増額でございます。

財源につきましては、一般会計繰入金を減額し、前年度繰越金及び地方債を増額し対応させていただくものであります。

また、「第2表地方債補正」のとおり歳入歳出予算の補正に伴いまして、限度額を変更させていただいておりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

次に、議第75号の「平成27年度隠岐の島町訪問看護事業特別会計補正予算(第1号)」についてでございますが、補正額は、164万3,000円の減額でございます、補正後の予算額は2,325万7,000円でございます。

補正の主な内容でございますが、これも人事異動に伴います人件費の減額と職員研修費の増額でございます。

財源につきましては、前年度繰越金を増額いたしまして、一般会計繰入金を減額し対応させていただきたいと思っております。

次に、議第76号の「平成27年度隠岐の島町五箇へき地診療施設事業特別会計補正予算(第1号)」についてでございますが、歳入歳出予算の補正額は、87万6,000円の追加でございます。補正後の予算額は1,167万6,000円となります。

補正の主な内容ですが、診療所施設維持管理費と前年度へき地診療所対策補助金の確定に伴います返還金を増額させていただくものでございます。

この財源につきましては、前年度繰越金及び一般会計繰入金を増額し対応するものでございます。

次に、議第 77 号の「平成 27 年度隠岐の島町上水道事業会計補正予算(第 1 号)」についてでございますが、収益的予算(3 条予算)の補正額は、収益的支出におきまして 21 万 4,000 円の追加し、補正後の予算額を収益的支出で 2 億 9,090 万 7,000 円とするものでございます。

補正の主な内容は、人事異動に伴います人件費の増額でございます。

続きまして、議第 78 号から議第 83 号までの 6 件につきましては、条例の改正に関する議案でございます。

まず、議第 78 号の「隠岐の島町行政組織条例の一部を改正する条例」についてご説明を申し上げます。

これは社会保障・税番号制度の施行に伴いまして、個人番号にかかわります事務分掌を条例に追加するものでございます。

次に、議第 79 号の「隠岐の島町電子計算機器ネットワークの管理運営に関する条例の一部を改正する条例」についてでございますが、社会保障・税番号制度の施行に伴い、本条例第 2 条の「個人情報」の定義を改めるものでございます。

次に、議第 80 号の「隠岐の島町個人情報保護条例の一部を改正する条例」についてでございますが、社会保障・税番号制度の施行に伴い、行政手続における特定の個人を識別いたしますための番号の利用等に関する法律第 31 条の規定に基づき、条例を改正させていただくものでございます。

次に、議第 81 号の「隠岐の島町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例」でございますが、被用者年金制度の一元化等を図りますための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、本年 10 月から共済年金は、厚生年金に統一されることとなります。関連する条文を削除させていただくものでございますので、よろしくお願いいたします。

次に、議第 82 号の「隠岐の島町手数料徴収条例の一部を改正する条例」についてでございますが、これも社会保障・税番号制度の施行に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律によりまして、個人番号カード及び通知カードの再交付に係ります規定を追加させていただくものでございます。

次に、議第 83 号の「隠岐広域連合規約の一部を変更する規約」についてでございますが、隠岐広域連合の介護保険事業におきまして、本年 4 月から低所得者対策として公費によりまして保険料の軽減措置を行うことに伴い、構成団体の負担金を増額変更するため所要の改正を行うものでございます。

次に、議第 84 号の「工事請負契約の締結について〔町道宮ノ前西町日吉橋耐震補強工事〕」についてご説明を申し上げます。

去る 9 月 2 日に 8 社による指名競争入札を執行いたしましたところ、株式会社ピーエス三菱松江営業所が落札いたしました。同社と契約金額 8,532 万円で工事請負契約を締結いたしたく、議決を求めるものでございます。

次に、認定第 1 号の「平成 26 年度隠岐の島町一般会計歳入歳出決算の認定」についてから、認定第 14 号「平成 26 年度隠岐の島町水道事業会計歳入歳出決算の認定」につきましての認定案件 14 件でございますが、これにつきましては地方自治法第 233 条第 3 項の規定によりまして、決算書の調製を終え、監査委員の審査が終了いたしましたので、同項の規定に基づき監査委員の意見書を添えて議会の認定に付するものでございます。

また、財政健全化法によりまして、決算認定にあたり健全化判断比率とその関係書類につきましても監査委員の審査に付し、同法第 3 条の規定により監査委員の意見書を添えまして当該比率を議会に報告させていただくものでございます。

まず、一般会計決算の概要でございますが、歳入総額は、153 億 3,595 万 9,866 円、歳出総額は、151 億 6,199 万 6,136 円の決算となりました。歳入歳出の差引額でございます形式収支額は、1 億 7,396 万 3,730 円の黒字となりまして、次年度への繰越財源を控除した実質収支額は、1 億 7,118 万円余の黒字となったところでございます。

続きまして、平成 26 年度普通会計決算における財政状況の概要についてご説明を申し上げます。

財政の弾力性を示す経常収支比率でございますが、前年度より 0.2 ポイント改善いたしまして 87.6 パーセントとなっております。このうち公債費の比率も、32. パーセントから 31.4 パーセントと改善されてきております。

また、地方債の残高でございますが、前年度比で 2 億 6,200 万円程度減額の 232 億 9,687 万円余りとなっております。

基金の残高でございますが、前年度比で 1 億円余り増額させていただきまして、49 億 9,440 万円と約の 50 億円近い残高となったところでございます。

次に、各特別会計についてでございますが、厳しい財政運営ではございましたが、一般会計からの繰入金などで収入を確保し、何れも黒字決算とすることができたかと思っております。

これら決算の概要につきましては、歳入歳出決算書を始め、配付をさせていただきました

決算関係書類をご覧くださいませようお願い申し上げ、説明につきましては省略させていただきたいと思っておりますので、ご了承をお願いいたします。

次に、財政健全化法に基づきます判断比率でございますが、ご報告を申し上げます。

この判断比率でございますが、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債比率及び将来負担比率の四つの指標がございますことは、これまでもご説明申し上げてまいりましたが、このうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率の二つの比率につきましては、本町では、先ほど申しましたように全会計で黒字決算でございますので、算定の対象外となっております。

実質公債費比率につきましては、3 か年平均で示す指数が前年度の 16.4 パーセントから 15.0 パーセントへと 1.4 ポイントばかり改善をされました。

将来負担比率につきましては、基準数値 350 パーセントに対しまして、本町の比率は、91.4 パーセントでございます。昨年より更に 4.3 ポイント改善がなされております。これらは、地方債残高の減額はもとより、充当可能基金残高の増額も一つの要因ではなかったかと思っております。

また、公営企業におけます資金不足比率につきましては、本町の対象事業は、上水道事業がございます。しかしながら資金不足になっておりませんのでこれも対象外であることを申し伝えておきたいと思っております。

以上、31 件の諸議案につきましてご説明を申し上げましたが、何卒慎重ご審議を賜りまして、適切にご決定をくださいますようお願いをいたしまして提案理由の説明に代えさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

#### ○議長（高宮陽一）

以上で、「提案理由の説明」を終ります。

#### 日 程 第 7、決 算 審 査 報 告

「決算審査報告」を行います。

監査委員に、審査及び監査の報告を求めます。

番外：大西代表監査 委員

#### ○番外（代表監査委員 大西利明）

平成 26 年度決算審査及び平成 27 年度定期監査報告を次のように実施いたしましたので、その結果及び意見・課題について報告いたします。

実施期間は、平成 27 年 8 月 24 日から 8 月 28 日の 5 日間で実施いたしました。

審査及び監査対象会計件数は、一般会計が 1 件、特別会計が 12 件でございます。

審査及び監査の状況ですが、決算審査につきましては、平成 26 年度歳入歳出決算書・同付属書類・財産に関する調書等、その他関係調書に基づいて、計数に誤りはないか、予算の執行は適正になされているかを、事務事業の実施状況を聴取する等の方法で実施いたしました。

監査につきましては、現金出納検査及び事務執行適否監査を担当者から状況説明を受けながら実施いたしました。

審査及び監査の結果でございますが、審査に付された一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、同付属書類の計数はそれぞれに正確に処理されており誤りがなかったことを認めました。

監査においては、出納検査の結果、歳計現金・歳計外現金・基金及び有価証券等について、正確に処理及び整理されていたことについて認めました。

財政状況及び審査意見につきましては、一般会計では予算額 156 億 5,658 万 5,000 円に対し、収入済額は 153 億 3,595 万 9,866 円で、収入率は 98 パーセントとなっております。

また、支出済額は、151 億 6,199 万 6,136 円で執行率は、96.8 パーセントとなっており、決算の結果は、1 億 7,396 万 3,730 円の剰余を生じております。

特別会計 12 件につきましては、それぞれ黒字決算で会計年度を終えております。

意見といたしましては、毎年度でございますが予算の執行については、一般会計のみでなく各特別会計においても、徹底した経費節減を図るとともに、財源の確保と効果のある事務事業の執行をお願い申し上げておきたいと思っております。

課題といたしまして毎年度ですが、町税並びに法令等に基づく分担金、負担金及び使用料手数料等の滞納処理について、納税推進係を中心として徴収業務に努めていることについては評価をするものでございますが、滞納額は年々増加の傾向にあり、今後とも徴収業務に努力するよう望むものであります。

不納欠損処理についてであります。法的根拠に基づき適正な処理を行うよう、また不公平を生じないよう努めていただきたい。

以上、平成 26 年度各会計決算書及び平成 27 年度定期監査の報告といたします。

続いて、平成 26 年度上水道事業会計決算審査の報告をいたします。

審査日は、平成 27 年 7 月 6 日、1 日間で審査をいたしました。

審査対象は、決算書・決算付属書類・関係諸帳簿類の計数及び内容について審査をいたしました。

決算書その他関係諸表の計数は正確に処理されておりました。また、予算の執行についても

適正であったことを認めました。

審査意見として、本企業は、常に収益の向上に努め経費の節減、施設の管理運営に一層の努力と安定した経営を行うことを望むものであります。

営業収支についてですが、収益的収入関係では、給水収益は前年に比し 630 万円余りの減と、営業外収益が 3,120 万円余りの増となっております。収益的支出関係では、営業費用の減及び営業外費用の減など、また今年度は会計制度の改正等により 3,530 万円余りの黒字決算となり、今年度末は未処分利益剰余金として 9,530 万円余りで年度を終えております。

課題といたしましては、これも毎年度申し上げておりますが水道料の未収金の徴収業務については、本庁の納税推進係と連携を図り、収納率の向上に努めていただきたい。

また、不納欠損については滞納者の実態調査など、不公平を生じないよう適正な処理に努めていただきたい。

以上、平成 26 年度上水道事業会計決算審査の報告といたします。

#### ○議長（高宮陽一）

以上で、「決算審査報告」を終ります。

ここで、議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

（ 本会議休憩宣告 10時25分 ）

（ 全員協議会開会宣告 10時25分 ）

#### ○議長（高宮陽一）

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（ 本会議再開宣告 11時33分 ）

#### 日 程 第 8、休会について

「休会について」を議題とします。

お諮りします。

明日 9 月 18 日は、特別委員会開催のため、本会議を休会にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（ 「異議なし」の声を確認 ）

「異議なし」と認め、その様に決定いたしました。

以上で、本日の議事日程は、全部終了しました。

次の本会議は、9 月 24 日に開き、一般質問を行います。

本日は、これにて散会します。

( 散 会 宣 告            1 1 時 3 4 分 )

以 下 余 白